

○小金井市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年4月1日制定

改正

平成20年4月1日

平成25年4月1日

平成26年3月24日要綱第30号

平成30年9月27日要綱第101号

令和2年5月1日要綱第86号

令和4年9月27日要綱第91号

小金井市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障害者（児）の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークによる小金井市地域自立支援協議会を設置する。

(運営主体)

第2条 小金井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営主体は、小金井市とする。
ただし、市長は、適当と認める法人に対し、運営を委託して実施することができる。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

(委員の構成)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 1人以内
- (2) 相談支援事業者 4人以内
- (3) 福祉サービス事業者 3人以内
- (4) 保健・医療関係者 1人以内
- (5) 児童・教育関係者 3人以内
- (6) 企業関係者 1人以内
- (7) 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者 4人以内
- (8) 就労関係者 1人以内
- (9) 障害者福祉に関する学識経験者 1人以内
- (10) 民生委員・児童委員 1人以内
- (11) 権利擁護関係者 1人以内
- (12) 前条第6号に掲げる事項に関する学識経験者 1人以内
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

4 第2項第12号の委員は、第6条の2に規定する委員会に限り出席するものとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（協議会の開催）

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（差別解消委員会）

第6条の2 協議会の下に、第3条第6号に掲げる事項の協議の調整をするため、差別解消委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 委員会に、委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長は、委員会の委員の中から会長が指名する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 委員会は、委員長が招集する。
- 8 委員長は、必要に応じて、委員会の委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 協議会の下に、協議事項について具体的な調査及び研究をするため、課題別の専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に、それぞれ部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長は、協議会の委員の中から会長が指名する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条 協議会、委員会及び部会（以下「協議会等」という。）の会議は、公開とする。ただし、公開することが協議会等の運営に支障があると認められるときは、協議会等に諮って非公開とすることができる。

（謝礼）

第9条 市は、協議会及び委員会の委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払う。

（庶務）

第10条 協議会等の庶務は、協議会の運営受託者が行い、必要に応じて自立生活支援課と連携する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。